

7.めざす将来像の実現に向けて

我々根釧地域の関係者は、根釧酪農や各地域がめざす将来像(ビジョン)を実現し、次の世代が夢をもつことのできる根釧酪農や地域を築き上げていきます。

そのためにも、関係機関・団体が、それぞれの役割を十分に理解し、お互いに連携し合いながら、次のような取組を進めていきます。

(生産者)

●根釧酪農を担っているのは、地域で頑張っている生産者であり、根釧酪農や地域コミュニティが持続的に発展していくためにも、生産者が主体的かつ永続的に農業生産を行っていくことが何よりも重要です。

●生産者自らが経営者として、技術や経営能力の向上を図り、時代の変化に合わせて、創意工夫やチャレンジを行い、長期的な視点に立った農業経営を展開していくとともに、次の世代の担い手に築き上げた経営資源を引き継いでいきます。

●また、乳業者をはじめとした様々な関係者と交流していくことにより、お互いを理解し合うとともに、多様化する消費者ニーズに対応した、安全・安心な生産物を作っていきます。

(農業団体)

●JAや農業委員会、農業共済組合など、地域の生産者と直接的な関わりをもつ農業団体は、農業を巡る情勢が変化していく中で、生産者にとって身近で信頼される組織として、地域のため生産者のために活動していきます。

●地域の農業団体は、釧路農協連や根室生産連といった地域のJA連合会、JA北海道中央会やホクレン、北海道信連、道共済連など全道段階の農業団体とも連携し、他産業との繋がりも強める中で、自らの組織の効率的な運営や経営基盤の強化を図る中で、その役割を発揮していきます。

●酪農では、ホクレンが指定生乳生産者団体として、本道の生乳を一元的に取り扱い、生乳の価格形成を行うなど、根釧の生産者にとって重要な存在となっていることから、適切な乳価の設定など根釧の生産者の負託に応える取組を求めています。



(その他関係団体)

●乳業をはじめとした食品製造、飼料製造、農業生産資材・機械製造、流通・販売、運輸、金融、観光などの団体は、根釧酪農や地域と密接に結びつき、お互いが発展しながら、地域での雇用や地域経済を支える重要な役割を果たしています。今後とも、農業関係者だけでなく、様々な関係団体がさらに連携を深めていく中で、持続的・安定的に発展していけるよう、お互いが努力していきます。

●関係団体は、根釧地域の特色を活かした生産物を利用した商品の高付加価値化や差別化、副産物の有効活用、農作業をはじめとした農業分野への進出、豊かな農村空間を活かしたツーリズムなど、根釧地域の強みを活かした取組を地域関係者ととともに進める中で、地域の活性化に寄与していきます。

(消費者)

●消費者や消費者団体は、安全・安心な「食」を提供し続け、国土や環境の保全、自然とのふれあいの場の提供など、根釧酪農や地域が果たしている役割について理解を深め、根釧酪農や地域の維持発展を支え、ともに育てていくことが求められています。

●国際化の進展に伴い、今後さらに海外からの農産物が流入することが見込まれ、人口減少社会の進展など、様々な情勢の変化が見込まれていますが、消費者と生産者、その他関係者が手を結びながら、取組を進めていきます。

(行政)

●市町村は、農業者にとって一番身近な行政組織であり、市町村酪肉近計画を始めとした各種計画の策定や計画実現に向けた取組の推進などにより、安定的な農業の発展や豊かな地域づくりの実現に向けて、主導的な役割を発揮していきます。

人口減少社会や地域コミュニティの維持に向けた対応が求められる中、市町村の果たす役割は、より重要性を増しており、関係機関・団体とも連携する中で、農業者等が行う主体的な取組や地域活動への積極的な支援を行っていきます。

●道(振興局)では、根釧酪農や地域を持続的に発展させていくため、市町村や農業団体、その他関係団体とも連携しながら、道酪肉近代化計画などで示された方向性を目指し、その実現に向けた取組を進める必要があります。

今回、根釧関係者の総意として、根釧酪農ビジョンが策定されたことを踏まえ、道(振興局)に対しても、国への政策提案のみならず、地域が重点的かつ効果的な取組を展開できるよう支援を求めていきます。

●国では、酪農が国民への安全・安心な食料の提供などで果たしている役割を踏まえ、新たな酪肉基本方針で示された方向性を実現する必要があります。

そのためにも、根釧地域の基幹産業である酪農や関連産業が持続的に発展し、国民への安全・安心な食料を提供し、人口減少社会の問題が深刻化する中でも、地域社会が将来にわたって維持できるよう、地域の取組に対する支援を求めていきます。

新たな根釧酪農構想検討会議 規約

〈名称〉

第1条 本検討会議は、新たな根釧酪農構想検討会議（以下「検討会議」という。）と称する。

〈目的〉

第2条 検討会議は、我が国最大の草地型酪農地帯である釧路・根室地域における酪農家の経営安定と酪農生産基盤の維持・拡大を図ることにより、将来にわたって、根釧酪農が地域社会の維持・拡大を担っていけるよう、関係者が一体となって、現状や将来の方向性を共有し、新たな可能性を検討するとともに、必要な対策に取り組むことを目的とする。

〈事業〉

第3条 検討会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 根釧酪農の今後の展開方向に関する検討
- (2) 根釧酪農の生産構造の改善に関する方策の検討
- (3) その他目的達成に必要な事項

2. なお、前項の事業を実施するにあたり、必要がある場合には、その他関係機関・団体の意見を聴取することとする。

〈構成〉

第4条 検討会議は、各市町村長及び農業協同組合長をもって構成する。

〈会長等〉

第5条 検討会議に会長及び副会長を置き、会長は会務を総理する。副会長は3名以内とし、会長を補佐する。

〈会長等の選任〉

第6条 会長は構成員の中から互選により選任し、副会長は会長が指名する。

〈総会〉

第7条 検討会議は、会長が招集し、議長は会長をもって充てる。総会は、半数以上の構成員の出席により成立するものとし、構成員の代理出席を認めるものとする。なお、会長が必要と認める場合には、一部構成員による会議を開催できるものとする。

〈幹事会〉

第8条 検討会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

2. 幹事会は、構成機関・団体及び関係団体から推薦される幹事で組織し、代表幹事及び副幹事を置く。

代表幹事及び副幹事は幹事の中から互選し、議長は代表幹事をもって充てる。

〈庶務〉

第9条 検討会議の庶務は、釧路総合振興局及び根室振興局農務課において行う。

〈その他〉

第10条 この規約に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成26年8月7日から施行する。

新たな根釧酪農構想検討会議 構成員名簿

| 所 属 | 職 名 | 氏 名 | 検討会議での役職 |
|----------|---------|--------|----------|
| 釧路市 | 市 長 | 蝦名 大也 | |
| 釧路町 | 町 長 | 佐藤 広高 | |
| 厚岸町 | 町 長 | 若狭 靖 | |
| 浜中町 | 町 長 | 松本 博 | |
| 標茶町 | 町 長 | 池田 裕二 | |
| 弟子屈町 | 町 長 | 徳永 哲雄 | 会 長 |
| 鶴居村 | 村 長 | 大石 正行 | |
| 白糠町 | 町 長 | 棚野 孝夫 | |
| J A釧路太田 | 代表理事組合長 | 河村 信幸 | 副会長 |
| J A浜中町 | 代表理事組合長 | 石橋 榮紀 | |
| J Aしべちや | 代表理事組合長 | 高取 剛 | |
| J A摩周湖 | 代表理事組合長 | 川口 覚 | |
| J A阿寒 | 代表理事組合長 | 野村 宏 | |
| J Aくしろ丹頂 | 代表理事組合長 | 武藤 清隆 | |
| 根室市 | 市 長 | 長谷川 俊輔 | |
| 別海町 | 町 長 | 水沼 猛 | 副会長 |
| 中標津町 | 町 長 | 小林 実 | |
| 標津町 | 町 長 | 金澤 瑛 | |
| 羅臼町 | 町 長 | 脇 紀美夫 | |
| J A標津 | 代表理事組合長 | 今井 和善 | |
| J A中標津 | 代表理事組合長 | 高橋 勝義 | |
| J Aけねべつ | 代表理事組合長 | 西塚 秀夫 | |
| J A道東あさひ | 代表理事組合長 | 原井 松純 | 副会長 |
| J A中春別 | 代表理事組合長 | 小湊 保 | |



平成27年3月
新たな根釧酪農構想検討会議